

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

2016年の 年頭にあって

大隈 昭子



2016年初日の出(香崎市芦辺町・左京鼻)

ことは、社会保険労務士事務所を開業して6年目を迎えます。

開業にあたって、私は、“40年間、福祉や保育の現場で働いた経験を活かしたい” “女性が働き続けるためにいくらかでも役に立てることがあれば、お手伝いをしたい” との思いがありました。

この5年間は、幸いにも多くの事業所の皆さんと出会い、さまざまな業務に取り組むことが出来ました。

初めて経験する業務や業種も沢山ありました。

そんな中で、励まされ元気をもらえる仕事に感謝しつつ精進するつもりです。

2016年もまた、これまで以上に、事

新年 謹賀

2016年1月1日

本年もよろしくお願ひします。

〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前4丁目33番一11-702号
 社会保険労務士事務所
人事労務センター
 所長 大隈 昭子



香岐・猿岩

業の発展と雇用環境の改善のための情報をお知らせしたいと思います。

また、社会保険や労働保険の手続き等に関するご質問には、丁寧に、そして迅速にお答えし、業務を遂行することをモットーに、さらに奮闘したいと思います。

本年もどうぞ、よろしくお願ひ致します。



注連飾りで事務所も新年を迎えました。



事務所は、毎年、注連飾りをして、新年を迎えます。

この注連飾りは、親戚のおじさんの手作りです。

介護保険とマイナンバー

Q&A

Q：マイナンバー制度の運用開始にあたって、介護保険サービスの適用や受給

申請時などに個人番号の記入が義務化されると聞いたのですが、本当ですか？

A：原則的には、介護保険制度の利用者がおこなう場合は、個人番号の記載をするよう通達が出されています。

Q：本人が認知症等で明確な意思表示ができない場合はどうなるのでしょうか？

A：その場合、成年後見人制度等による代理権者がいる場合には、その代理権者が、利用者にとって個人番号の記載をするものと定められています。

Q：利用者本人が認知症等によって代理権の授与が困難な場合はどうなるのでしょうか？

A：その場合の個人番号の記載等の取扱いについては、平成27年12月15日付けの厚生労働省の事務連絡が出されています。

Q：それは、どのような内容ですか？

A：厚生労働省の事務連絡では「認知症が進むなどで、自分で個人番号を書類に記入するのが難しく、代理人もいない高齢者には記入の免除を認める」とこととされ、「申請書に個人番号を記載せずに市町村に提出すること」とされています。

“はらほげ地蔵”



正月の帰省の折、壱岐の“はらほげ地蔵”を訪ねました。

このお地蔵様は、八幡浦の海中に祀られている。以前は、満潮時には海中に没することもあったようです。

そのため、お地蔵様のおなかの部分には丸い窪みがあり、そこにお供え物をしたと伝えられています。

現在は、海岸近くに移設され、お地蔵様の足元が海中に没する状況です。

この地域は、現在も海女さんがウニやサザエ漁をおこなっています。

あとかき

年賀状のコメントを紹介します。「いつも通信ありがとう」「頑張りに元気をもらっています」「ニュースに刺激をもらってます」「写真がきれい、気軽に読めて楽しい、濃い」などです。私こそみんなの感想に元気と勇気をもらっています。通信を発行し始めて4年目です。まだまだ続けていきたいと思えます。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com